

第2章 水 防 組 織

第1節 県 の 水 防 組 織

1 水防本部の設置時期

法第10条の規定により、松山地方気象台長から気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるとの通知、又は、松山地方気象台長と国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長、大洲河川国道事務所長の共同による洪水予報等の通知を受けて、洪水、津波又は高潮等に対する危険があると知事が認めたときは、県において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする（水防体制フロー P8参照）。

また、水防本部が設置されるまでの間で、水防に関し警戒及び活動を行う必要があると土木部長が認めたときは、準備配置をとり水防活動の体制を整えるものとする。

なお、準備配置をとるまでの間は、河川課においてその業務を処理する。

河川課長は、気象情報により判断し、各課(室)長に指示し各課(室)員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

2 水防本部の配置体制

(1) 準備配置

松山地方気象台長より気象情報の通知を受けてから水防本部が設置されるまで、又は、水防本部解散後引き続き水防に関し警戒及び活動を行う必要がある場合の体制をいう。

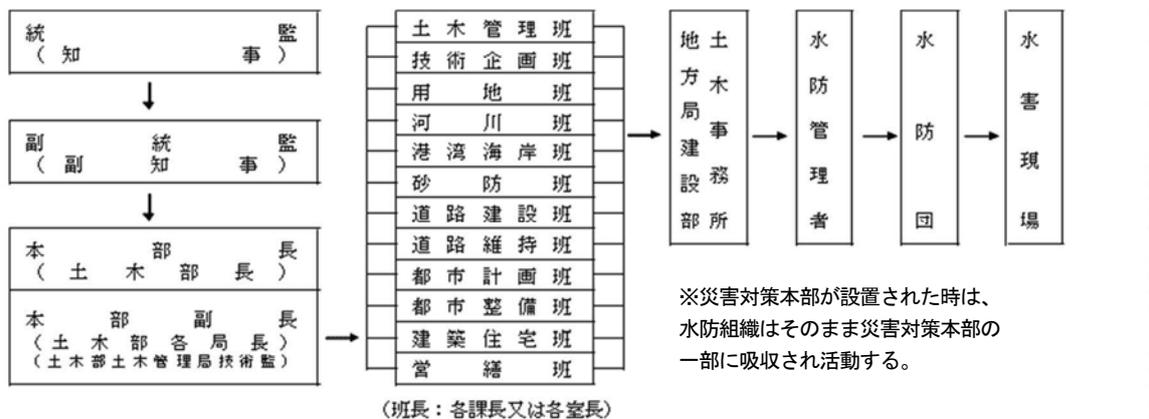
(2) 非常配置

水防本部設置後の体制をいう。

3 水防本部の組織

(1) 水防本部の編成

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の統括処理にあたり本部を県庁(土木部内)におく。



統監不在のときは副統監、本部長がそれぞれ代行する。

本部長、本部副長、各班長が不在のときは、下位のものがそれぞれ代行する。

(2) 各班の任務

水防本部各班長は気象情報に注意し、水防本部等の設置が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。水防本部各班は、各関係課(室)員の内、水防事務に必要な人員をもって充て、有事の場合は本部長の指揮を受け、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

土木管理課 技術企画班	部内の連絡調整に関する事。各班相互の協力に関する事。 庁舎管理に関する事。
用地班	各班の応援に関する事。
河川班	河川施設の水防に関する事。 水位、雨量等観測資料の収集連絡に関する事。 被害状況の収集に関する事。 水防警報の受報発報に関する事。 水防活動の状況把握に関する事。 水防資器材調達供給に関する事。 防災通信回線に関する事。 他の班に属さないこと。
港湾海岸班	港湾、海岸施設の水防に関する事。 貯木、廃船に関する事。 潮位、風向き、風速、高波の資料収集連絡に関する事。 災害輸送用船舶の確保に関する事。
砂防班	砂防施設、地すべり地域における水防に関する事。
道路建設班 道路維持班	道路、橋梁の水防に関する事。 水防時における通行路線の決定、交通状況の調査及び関係機関への連絡に関する事。 応援資器材の運搬に関する事。
都市計画班 都市整備班 建築住宅班 営繕班	都市計画並びに宅地造成に係る水防に関する事。 都市施設の水防に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。

(3) 水防下部組織及び任務

地方局建設部及び土木事務所においては、それぞれの地域の特性、規模及び実情に応じた水防体制を編成しておくこと。県に水防本部が設置された場合は、これに準じ県水防計画の定めるところにより管内の水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう指導するとともに、気象状況、水防活動等について水防本部に連絡すること。

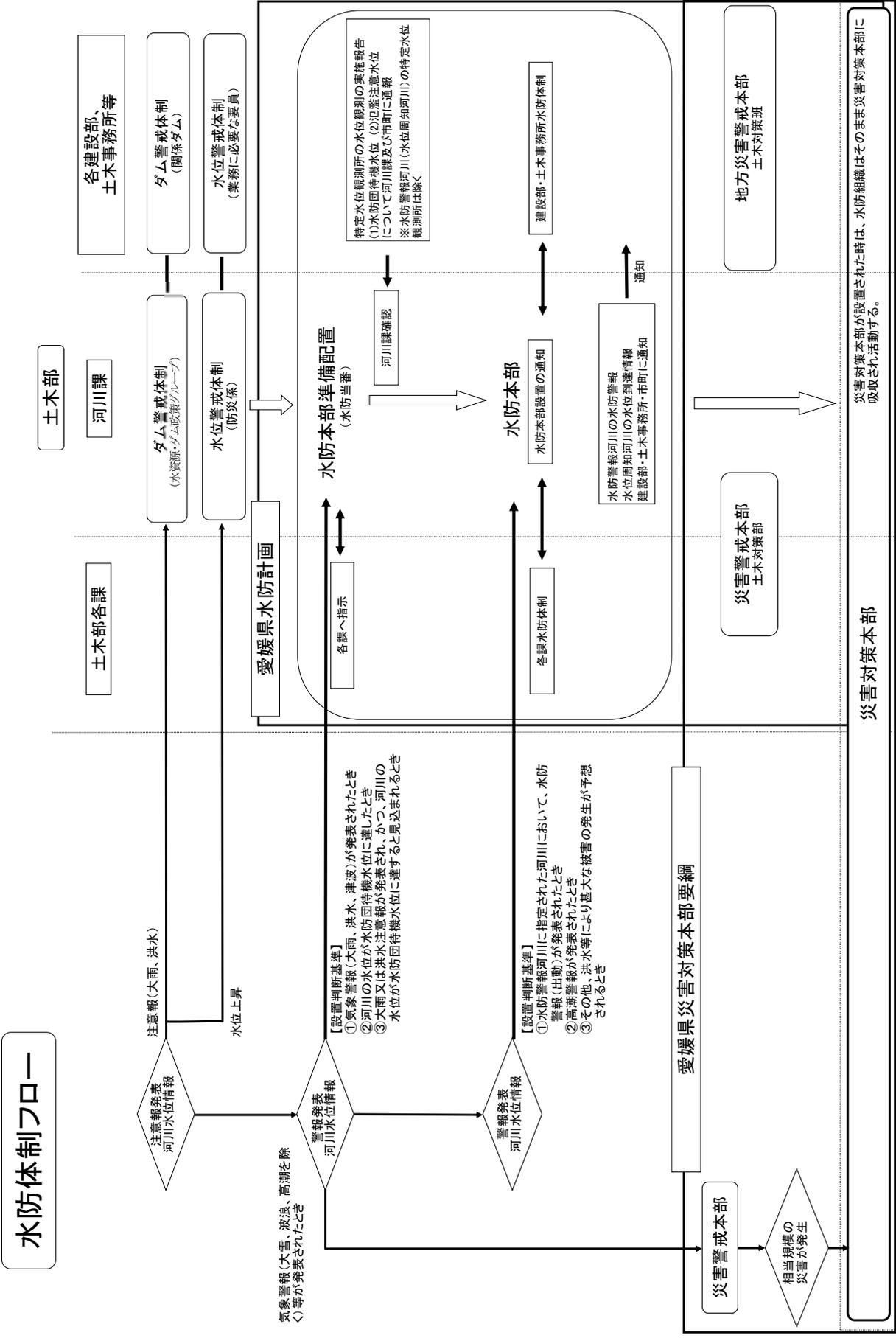
4 災害対策本部との関係

災害対応については、愛媛県災害対策本部要綱に基づき、災害警戒本部と災害対策本部の2段階の体制をとることとなっており、災害警戒本部が設置されたときには、水防本部は災害警戒本部と連携し水防体制をとることとなるが、災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

5 水防本部解散の時期

気象状況により判断し、統監が解散を命じたとき。

水防体制フロー



第2節 水防管理団体

1 水防管理団体

法第2条に定める県内の水防管理団体は20団体(20市町)であり、すべて法第4条の規定に基づき知事が指定する指定水防管理団体である。

2 市町の水防組織

- (1) 市町の水防組織は、市町水防計画で定めなければならない。
- (2) 第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努めなければならない。
 - ① 待 機 水防団の足留めを行う体制
 - ② 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
 - ③ 出 動 水防団が出動する体制
 - ④ 解 除 水防活動の終了

3 水 防 定 員

水防定員については、指定水防管理団体の水防団員定員基準条例（昭和25年9月8日条例第45号）で次のとおり定められている。

- (1) 指定水防管理団体の水防定員は、特に重要な河川・海岸は堤防の長さ20mにつき1人の基準とする。その他の河川・海岸は50mにつき1人の基準とする。
- (2) 非指定水防管理団体の水防定員は前項に準ずる。

4 重要水防箇所等の状況

指定水防管理団体の重要水防箇所等の状況は次表（次ページ）のとおりである。

参考

『重要水防箇所』 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

『特に危険な箇所』 重要水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所。

指定水防管理団体

水防管理団体名	重要水防箇所延長(m)		水防倉庫棟数		水防活動可能人員		
		特に危険な箇所延長(m)	兼用	専用	消防団員	その他	計
四国中央市	3,130	0	2	14	1,159	551	1,710
新居浜市	629	0	5	3	682	1,626	2,308
西条市	32,417	1,345	0	16	1,455	942	2,397
今治市	8,554	0	13	2	2,018	1,327	3,345
上島町	0	0	9	0	331	107	438
松山市	31,751	5,534	12	14	2,464	652	3,116
東温市	4,810	0	1	2	584	355	939
久万高原町	0	0	36	0	583	45	628
伊予市	750	200	2	2	757	348	1,105
松前町	7,784	2,586	1	0	305	165	470
砥部町	1,800	1,100	2	5	279	232	511
大洲市	31,465	1,285	6	11	1,247	145	1,392
内子町	80	0	1	2	732	20	752
八幡浜市	8,560	250	2	1	701	78	779
伊方町	0	0	3	0	477	91	568
西予市	14,765	0	5	2	1,611	112	1,723
宇和島市	15,575	50	0	6	1,930	240	2,170
鬼北町	300	0	0	1	375	126	501
松野町	100	0	1	0	153	60	213
愛南町	6,167	0	10	2	912	268	1,180
合計	168,637	12,350	111	83	18,755	7,490	26,245